



\*マイナンバーも安心！当事務所は電子申請でお手続きしています\*

◆業務ご案内◆

- 労務管理・年金等のご相談
- 給与計算・年末調整
- 就業規則・諸規程のご相談・作成
- 人事・賃金制度に関するご提案
- 労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- 労災に関するご相談・請求手続き

◆営業時間ご案内◆

- 月曜日～金曜日（祝祭日を除く）9時～17時



立て続けに天災が起こります。近畿を横断した台風 21 号はご無事でしたでしょうか。

今年は台風 20 号の後に海岸をランニングしたら、打ち寄せられたがれきで遊歩道もぐちゃぐちゃでした。が、次の週には、かなりきれいにまとめられていました。21 号の後には家の前の野球場のフェンスに大木が倒れ掛かり壊れてしまいましたが、次の日にはその大木はなくなっていました。行政の人はもちろん、関連業者さん、もしかするとボランティアの方もご尽力くださったのでしょうか。ありがたいことだと感謝いたします。

最後になりましたが、災害に遭われた方々には心よりお見舞い申し上げ、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

\*ちょこっと小話\*

効果的な叱り方



昔はガーッと叱られても、叱られるとはそんなものかなと思っていましたが、今はパワハラという言葉もちらつきますよね。部下を傷つけず効果的な叱り方をご紹介します。「かりてきたねこ」で(笑)

- か…感情的にならない
- り…理由を話す
- て…手短に済ませる
- き…キャラクター（性格、人格）に触れない
- た…他人と比較しない
- ね…根に持たない
- こ…個別に伝える

## ★9月のお仕事カレンダー★



- |      |  |
|------|--|
| 9/10 | <ul style="list-style-type: none"><li>● 一括有期事業開始届の提出(建設業)<br/>主な対象事業: 概算保険料 160 万円未満で、かつ請負金額が 1 億 8,000 万円未満の工事</li><li>● 8 月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付</li></ul>                   |
| 9/30 | <ul style="list-style-type: none"><li>● 8 月分健康保険料・厚生年金保険料の納付</li><li>● 7 月決算法人の確定申告と納税・1 月決算法人の中間申告と納税(決算応当日まで)</li><li>● 10 月・翌年 1 月・翌年 4 月決算法人の消費税の中間申告(決算応当日まで)</li></ul> |

## ★トピックス★



＊地域別最低賃金額改定の目安が公表されました＊  
平成 30 年度 地方最低賃金審議会の答申のポイント

- 改定額の全国加重平均額は 874 円(昨年度 848 円)。
- 全国加重平均額 26 円の引上げは、最低賃金額が時給のみで示されるようになった平成 14 年度以降最大の引上げ。
- 最高額(東京都 985 円)に対する最低額(鹿児島県 761 円)の比率は、77.3%(昨年度は 76.9%)。なお、この比率は 4 年連続の改善。
- また、引上げ額の最高(27 円)と最低(24 円)の差が 3 円に縮小(昨年度は 4 円)。
- 東北、中四国、九州などを中心に中央最低賃金審議会の目安額を超える引上げ額が 23 県(平成 27 年度以降最多。昨年度は 4 県)。

決定しましたら、改めてお知らせします。

**天災で自宅待機、休業…  
どのように取り扱えばよいのでしょうか？**

今年は特に天災が多く、各社、臨時休業や退社勧奨を実施されていることでしょうか。こういった場合の取り扱いはどうなるのでしょうか。

原則は、天災（公共交通機関の運休、遅延、自宅の被災等）による出社不能は、会社都合ではなく自己都合（労働者都合）によるものです。自己都合によるノーワークは、ノーペイという原則があり、給与の支払いは不要です。ノーペイということは、給与は支給されないということになりますので、それを有給にしてほしいという申し出に対し（つまり有給休暇）、会社が承認することは構いません。

では、会社が、明日は休業にすると決定した場合はどうでしょうか？

会社都合により休業する場合は、会社が「平均賃金の60%を支給する」ことが義務付けられています。ただし、今回のような交通機関の事前計画運休かつ安全上配慮して、会社として休業を決定したといった場合、ただちに、この会社都合による休業とまでは言えません。では、どのように扱うか？ 折衷案のようにもなりますが、会社側が本人の有給休暇とは別に、特別休暇として付与する（休ませる）というのが無難な取り扱いでしょうか。

その場合、パート・アルバイト等、発生ベースで給与を支給する人たちにはどう扱うのか。これもこうでなければ、という明確なものはありませんので、こういった場合の取り扱いを、事前に会社内で決めておくことがトラブル回避となってきます。

明確にしたいなら、会社都合の休業とならないように、出社するかしないかは、は本人の裁量に任せるようにする、ということになるでしょうか。

**\*マイナンバーも安心！**  
**弊所は電子申請でお手続きしています\***

**\*いきいきした会社づくりをお手伝いします\***

羽渕貴久子社会保険労務士事務所  
社会保険労務士 羽渕貴久子  
〒663-8234 西宮市津門住江町 8-16-815  
TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554  
E-MAIL [habuchi@sky.memail.jp](mailto:habuchi@sky.memail.jp)  
URL <http://ikiiki30.com/>

